

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令要綱

第一 投票人名簿（第一章）

一 投票人名簿の登録に関する事項

1 投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をしなければならないこと。（第二条関係）

2 登録基準日に転出入をしたこと等により登録基準日において二以上の市町村の住民基本台帳に登録されている場合における投票人名簿への登録は、最後に住民基本台帳に登録された市町村の選挙管理委員会において行うこととする。 （第三条関係）

3 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿の登録に当たって、投票人名簿に登録しようとする者の投票人名簿に登録される資格について調査するものとし、被登録資格を有することについて確認が得られない者を投票人名簿に登録してはならないこと。 （第四条第一項関係）

4 中央選挙管理会は、あらかじめ、投票人名簿の登録を行う日及び投票人名簿について縦覧に供する期間を定め、これを告示しなければならないこと。 （第五条関係）

二 その他投票人名簿に関する事項

1 市町村の選挙管理委員会は、本籍地の市町村長から投票権を有しない者に係る通知を受けた場合において、当該通知に係る者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者であつて登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に登録されたものであるときは、直ちに当該通知の内容を転入前市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないこと。（第七条関係）

2 市町村の選挙管理委員会は、登録基準日から国民投票の期日までの間、当該市町村に住所を有する者が死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知った場合において、当該者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者であつて登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に登録されたものであるときは、直ちにその旨を転入前市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないこと。（第九条関係）

3 縦覧用書面の写しの閲覧、投票人名簿の表示の消除、投票人名簿登録証明書、投票人名簿の移送又は引継ぎ等に係る所要の規定の整備を図ること。（第六条、第八条、第十条及び第十一条関係）

第二 在外投票人名簿（第二章）

一 在外投票人名簿の登録に関する事項

- 1 在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所又は申請の時における本籍、性別及び生年月日等の記載をしなければならないこと。（第十三条関係）
- 2 在外投票人名簿登録申請者は、その者の住所を管轄する領事官に対して、旅券等を提示して申請しなければならないこと。（第十五条第一項及び第二項関係）
- 3 領事官は、市町村の選挙管理委員会に申請書を送付するときは、在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書を添付しなければならないこと。（第十五条第三項関係）
- 4 在外投票人名簿登録申請者は、申請の日後登録基準日までの間に、日本の国籍を失った場合、住所等を変更した場合等に該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を領事官に届け出なければならないこと。（第十六条第一項関係）
- 5 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿の登録に当たって、在外投票人名簿に登録しようとする者の在外投票人名簿に登録される資格について調査するものとし、被登録資格を有することについて確認が得られない者を在外投票人名簿に登録してはならないこと。（第十七条第一項関係）

6 中央選挙管理会は、あらかじめ、在外投票人名簿の登録を行う日を定め、これを告示しなければならない。登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者の登録を行う日を定めようとするときは、その日は、登録基準日又はその翌日でなければならないこと。（第十八条関係）

7 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿登録申請者を在外投票人名簿に登録しなかったときは、直ちに、理由を付して、その旨を外務大臣及び経由領事官を経由して当該在外投票人名簿登録申請者に通知しなければならないこと。（第十九条関係）

8 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録の申請を在外投票人名簿の登録の申請とみなされた者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録されなかった場合において当該市町村の在外投票人名簿に登録されたときは、その者に在外投票人証を交付しなければならないこと。（第二十条関係）

二 在外投票人証に関する事項

1 在外投票人証の記載事項は、投票人の氏名、生年月日、国外における住所その他総務省令で定める事項とすること。（第二十一条第一項関係）

2 在外投票人証の記載事項の変更に關する手続を、在外投票人名簿への登録手続に準じて定めること。

(第二十一条第二項―第七項関係)

3 在外投票人証を亡失・汚損等した場合の再交付に関する手続を、在外投票人証の記載事項の変更に
関する手続に準じて定めること。(第二十二條関係)

4 在外投票人証の再交付を受けた者は、亡失した在外投票人証を国民投票の期日までに発見し、又は
回復した場合には、直ちに、当該発見し、又は回復した在外投票人証をその交付を受けた市町村の選
挙管理委員会に返さなければならないこと。(第二十三條関係)

5 領事官は、在外投票人証等受渡簿を備え、在外投票人証を交付された者の氏名等について記載しな
ければならないこと。(第二十四條関係)

三 その他在外投票人名簿に関する事項

在外投票人名簿に係る縦覧期間、在外投票人名簿の登録に関する訴訟の出訴期間の特例、補正登録
、在外投票人名簿の表示の消除、在外投票人名簿からの抹消に係る通知、在外投票人証交付記録簿の
閲覧、在外投票人名簿の移送又は引継ぎ、申請書等の保存等に係る所要の規定の整備を図ること。(

第二十五条―第三十三條関係)

第三 投票（第三章）

一 投票所における投票に関する事項

1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこと。（第三十四条第一項関係）

2 指定投票区に係る所要の規定の整備を図ること。（第三十六条―第四十条関係）

3 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、国民投票の期日前十五日に当たる日までに投票人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。投票管理者は、投票所における事務の処理のために必要があると認める場合においては、投票所の入口において投票人に到着番号札を交付することができるものとする。（第四十三条関係）

4 市町村の選挙管理委員会は、投票所において投票人が投票の記載をする場所について、他人がその投票人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。（第四十四条関係）

5 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部のふたに各々異なった二以上の錠を設けなければならぬこと。（第四十五条関係）

6 投票管理者は、投票人が投票をする前に、投票所内にいる投票人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならぬこと。（第四十六条関係）

7 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が投票人名簿に登録されている者であることを投票人名簿又はその抄本と対照して確認した後、これに投票用紙を交付しなければならぬこと。
（第四十七条第一項関係）

8 投票人は、誤って投票用紙を汚損した場合には、投票管理者に対して、その引換えを請求することができるものとする。（第四十八条関係）

9 投票用紙は、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票人が自ら投票箱に入れなければならないこと。（第四十九条関係）

10 目が見えない投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならず、この場合においては、投票管理者は、点字投票の投票用紙を交付

しなければならないこと。(第五十条第二項関係)

11 投票管理者は、投票人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、投票人に読み聞かせた上、投票人にこれに署名させなければならず、この場合において、投票人が身体の故障又は文盲により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作成させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならぬこと。(第五十一条第一項関係)

12 投票管理者は、身体の故障又は文盲であることを理由として代理投票を申請した投票人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができるものとする。 (第五十二条第一項関係)

13 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は退出を命ぜられた投票人は、投票用紙を投票管理者に返さなければならないこと。(第五十三条関係)

14 投票箱を閉鎖すべき場合においては、投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、かぎをかけた上、一のかぎは投票箱を送致すべき投票立会人が保管し、他のかぎは投票管理者が保管しなければならないこ

と。(第五十四条関係)

15 投票箱は、ふたを閉じた後は、開票管理者に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出してはならないこと。(第五十五条関係)

16 投票に関する書類は、国民投票無効の訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならないこと。(第五十七条関係)

二 期日前投票に関する事項

1 国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる投票人が行う期日前投票所における投票について、必要な読替規定を設けるものとする。(第六十条関係)

2 投票人は、期日前投票所における投票をしようとする場合においては、期日前投票の事由のうち国民投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないものとする。(第六十一条関係)

3 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、投票録を作り、当

該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならないこと。
(第六十二条関係)

4 投票箱等を送致する場合には、併せて封印をしたかぎを送致しなければならないこと。(第六十三条関係)

三 不在者投票に関する事項

1 国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村(以下「投票人名簿登録市町村」という。)以外の市町村等において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができるものとする。(第六十四条第一項関係)

2 国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる投票人で現に国民投票の投票権を有しないものは、1の請求をする場合を除くほか、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までに、投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投

票用封筒の交付を請求することができるとすること。(第六十四条第二項関係)

3 1又は2の請求をする場合には、投票人は、国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる事由のうち自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならないこと。(第六十六条関係)

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、投票人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し、投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しなければならないこと。(第六十七条第一項関係)

5 法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人が現に所在し又は居住する地の市町村(投票人名簿登録市町村を除く。)の選挙管理委員会の委員長とするものとする。 (第六十九条第一項関係)

6 2の投票人の不在者投票については、5によるほか、名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者とするものとする。 (第六十九条第三項関係)

7 1の請求により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、投票人名簿登録市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入っている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならないこと。(第七十条第一項関係)

8 2の請求により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、直ちに不在者投票管理者である投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならないものとすること。(第七十一条第一項関係)

9 船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票に係る所要の規定の整備を図ること。（第七十二条関係）

10 郵便等による不在者投票に係る所要の規定の整備を図ること。（第七十三条―第七十九条関係）

11 特定国外派遣隊員の不在者投票に係る所要の規定の整備を図ること。（第八十条及び第八十一条関係）

12 船員の不在者投票に係る所要の規定の整備を図ること。（第六十五条、第六十八条、第八十二条及び第八十三条関係）

13 南極調査員の不在者投票に係る所要の規定の整備を図ること。（第八十四条―第八十六条関係）

14 不在者投票管理者は、投票を受け取った場合においては、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、投票に立ち会った者にあつては署名又は記名押印をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長等に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないこと。（第八十八条第一項関係）

15 市町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、不在者投票に係る措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならないこと。（第八十九条第一項関係）

16 投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置、不在者投票の受理不受理等の決定、不在者投票の投票用紙の返還、投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置等に係る所要の規定の整備を図ること。（第九十条―第九十三条関係）

四 在外投票に関する事項

1 投票人は、在外公館の長に対して、文書により、在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証を提示し、及び旅券等を提示して、投票用紙等の交付を請求することができ、この請求を受けた在外公館の長は、直ちにこれをその請求をした投票人に交付しなければならないこと。（第九十四条関係）

2 投票用紙等の交付を受けた投票人は、直ちに在外公館の長の管理する投票を記載する場所において、投票の記載をし、直ちに在外公館の長に提出しなければならないこと。（第九十五条関係）

3 投票を受け取った在外公館の長は、投票用封筒を他の適当な封筒に入れて直ちにこれを外務省を経由して市町村の選挙管理委員会の委員長に送付しなければならないこと。（第九十八条第一項関係）

4 在外公館の長の管理する投票を記載する場所の指定等、在外公館等における在外投票の調書の作成、在外公館等における在外投票に関する書類の保存に係る所要の規定の整備を図ること。（第九十七条、第九十九条及び第一百条関係）

5 投票人は、国民投票の期日前四日までに、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村（以下「在外投票人名簿登録市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対して、在外投票人証又は在外選挙人証を提示して、投票用紙等の交付を請求することができ、この請求を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、直ちに投票用紙等を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならないこと。（第一百一条関係）

6 投票用紙等の交付を受けた投票人は、その現在する場所において、投票の記載をし、在外投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等をもって送付しなければならないこと。（第一百二条第一項関係）

7 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続について、必要な読替規定を設けるものとする。（第一百三条関係）

8 郵便等による在外投票又は在外投票人名簿登録市町村以外の市町村における在外投票をするために投票用紙等の交付を受けた投票人が、他の手続による投票をしようとする場合には、当該投票用紙等を返却して投票をすることができないものとする。 (第百四条関係)

9 在外公館の長及び市町村の選挙管理委員会の委員長が提出した請求書に基づき、総務大臣は、投票用紙及び投票用封筒を、それぞれ外務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の委員長を経由してこれらの者に交付するものとする。 (第百五条関係)

10 市町村の選挙管理委員会の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、これに基づき在外投票に関する調書を作成し、関係のある指定在外投票区の投票管理者に送致しなければならない。 (第百六条

第一項及び第二項関係)

11 送致を受けた在外投票の措置について、必要な読替規定を設けるものとする。 (第百七条関係)

第四 開票 (第四章)

一 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職

務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならぬこと。(第百九条第一項関係)

二 政党等の開票立会人となるべき者の届出は、当該開票立会人となるべき者の住所、氏名及び生年月日を記載した文書でしなければならず、この場合においては、当該開票立会人となるべき者の承諾書を添えなければならぬこと。(第百十一条関係)

三 開票管理者は、代理投票、不在者投票及び在外投票については、これを受理するかどうかを決定しなければならぬこと。(第百十四条関係)

四 開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を計算させなければならぬこと。(第百十五条関係)

五 点字による投票で所定の用紙を用いないもの、賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの、賛成の文字及び反対の文字とともに記載したもの等は、無効とすること。(第百十七条関係)

六 開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、国民投票無効の訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならぬ

いこと。(第二百二十一条関係)

第五 国民投票分会及び国民投票会(第五章)

一 都道府県の選挙管理委員会は、国民投票分会長に事故があり、又は国民投票分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこと。(第二百二十三条第一項関係)

二 国民投票分会に関する書類は、都道府県の選挙管理委員会において、国民投票無効の訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のいずれか遅い日まで、保存しなければならぬこと。(第二百二十八条関係)

三 中央選挙管理会は、国民投票長に事故があり、又は国民投票長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこと。

(第二百二十九条第一項関係)

四 国民投票会に関する書類は、中央選挙管理会において、国民投票無効の訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のいずれか遅い日まで、保存しなければならぬこと。

(第三百三十四条関係)

第六 補則(第六章)

一 国民投票の一部無効、一部の繰延投票に係る所要の規定の整備を図ること。(第三百三十六条―第三百三十八条関係)

二 総務大臣は、各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市町村の選挙管理委員会において要する国民投票に関する経費並びに不在者投票管理者において要する国民投票に関する経費で予算をもって定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する国民投票に関する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。 (第三百三十九条第一項関係)

三 特別区に対する市に関する規定の適用、指定都市の区に対する法及びこの政令の適用等に係る所要の規定の整備を図ること。(第四百十条―第四百二十二条関係)

四 国外における時間の取扱い、在外公館等における在外投票の時間、不在者投票の時間にすることができざる行為、不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示等に係る所要の規定の整備を図ること。(第百

四十三条―第四百六条関係）

五 投票用紙は、この政令で定める様式に準じて調製しなければならないこと。（第四百四十七条関係）

六 投票人名簿等の様式については、総務省令で定めるものとする。こと。（第四百四十八条関係）

第七 施行期日等に関する事項

一 この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年五月十八日）から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を図ること。